

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和元年 10 月

新潟市人事委員会



新人委第 416 号

令和元年 10 月 9 日

新潟市議会議長 佐藤 豊美 様

新潟市長 中原 八一 様

新潟市人事委員会

委員長 兒玉 武雄

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、
一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、あわせてその改定
について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう
要請します。

目 次

別紙第1 報告

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査	1
2 民間事業所従業員の給与等の調査	2
3 職員給与と民間給与の比較	4
4 諸情勢	5
5 本年の給与の改定	6
6 勧告実施の要請	8

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等	9
2 働き方改革と勤務環境の整備	11
3 高齢期の雇用の在り方	15
4 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保	15
5 公務員倫理の確保	16

別記 令和元年人事院の報告及び勧告の概要	17
----------------------	----

別紙第2 勧告	20
---------	----

<資料編>

第1 職員給与	資-1
第2 民間給与等	資-32
第3 月例給の比較方法	資-47
第4 生計費・労働経済指標	資-49

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、労使当事者以外の第三者の立場に立ち、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。

職員の給与については、民間企業の従業員の給与と均衡させることを基本に勧告を行っている。この理由は、職員も勤労者であって適正な勤務の対価を受けることが必要とされる中で、その給与は民間企業とは異なり市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢を反映した民間に準拠することが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く市民の理解を得られる方法である、と考えられるからである。

本委員会は、本市職員の給与の実態、市内民間企業従業員の給与等勤務条件並びに国及び他の地方公共団体の勤務条件を含むその他諸情勢について調査研究を行い、職員の給与等勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

第 1 職員の給与等

1 職員給与の調査

本委員会は、技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「2019 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表（1）、医療職俸給表（2）、医療職俸給表（3）、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表（1）、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表（一）及び教育職俸給表（2）の 9 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 8,714 人で、平均年齢は 42.9 歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給 346,569 円、扶養手当 8,452 円、地域手当 10,900 円、住居手当 5,301 円、管理職手当 5,361 円、その他の手当 2,903 円の合計 379,486 円（昨年 378,136 円）である。

[資料編 第 1 職員給与（資-1～資-31 頁） 参照]

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 441 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 102 事業所について、「2019 年（平成 31 年）職種別民間給与実態調査」を実施した。その中で公務に類似する 76 職種の職務に従事する従業員について、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についてもあわせて調査を実施した。

（注） 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 92.2%，調査実人員は 4,004 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第 1 表に示すとおり、民間事業所においては、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は 34.6%（昨年 29.2%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 6.3%（同 7.5%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 0%（同 0%）となっている。

第1表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員		34.6	6.3	0.0	59.1
課長級		30.7	5.5	0.0	63.8

また、第2表に示すとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は89.0%(同91.9%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が30.2%(同34.0%)、減額となっている事業所の割合は3.3%(同2.9%)となっている。

第2表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施			定期 昇給 中止	定期 昇給 制度 なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		91.1	89.0	30.2	3.3	55.5	2.1	8.9
課長級		86.5	84.3	29.1	2.4	52.8	2.2	13.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(7) 職種別給与

民間における本年4月分の事務・技術関係職種等に対する平均支給額は、資料編 第12表(資-35～資-43頁)のとおりである。

(4) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で40.7%(昨年34.1%)、高校卒で13.7%(同9.8%)となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で191,075円(同194,907円)、高校卒で161,956円(同164,512円)となっている。

[資料編 第13表, 第14表(資-44頁) 参照]

(ウ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額 10,649 円（昨年 11,865 円）、配偶者と子 2 人にあつては月額 22,496 円（同 23,316 円）となっている。

[資料編 第 16 表（資-45 頁） 参照]

(I) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は、所定内給与月額 of 4.48 月分（昨年 4.45 月分）に相当している。

[資料編 第 18 表（資-46 頁） 参照]

3 職員給与と民間給与の比較

職員給与と民間給与の比較にあつては、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、毎月きまって支給される給与（月例給）と一定の時期に賞与等として支給される給与（特別給）の 2 つに分けて行った。

(1) 月例給

ア 比較方法

本委員会は、職員と民間事業所従業員の月例給に関し、前記調査に基づき、職員においては一般俸給表適用者、民間においてはこれに類似する事務・技術関係職種の従業員について、役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額（注）を精密に比較した。

（注） 毎月きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。

[資料編 第 3 月例給の比較方法（資-47 頁） 参照]

イ 比較結果

前記による比較の結果、職員の給与は、第 3 表に示すとおり、民間の給与を 434 円（0.12%）下回っている。

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
357,586 円	357,152 円	434 円

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
 2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
 3 民間給与は、ラスパイレス方式により算出。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.45 月）は、民間における特別給の支給割合（4.48 月）を 0.03 月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の新潟市における消費者物価指数は、昨年 4 月と比較して 0.7% 上昇している。

また、本委員会が同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では 123,790 円、3人世帯では 160,190 円、4人世帯では 196,580 円となっている。

[資料編 第4 生計費・労働経済指標（資-49～資-51 頁） 参照]

(2) 人事院の勧告等

人事院は、本年 8 月 7 日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

それらの概要は、別記（17～19 頁）のとおりである。

(3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

総務省の平成 30 年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表（一）の適用職員の給料額（基本給）を 100 としたラスパイレス方式による本

市の一般行政職の水準は、98.6（政令指定都市平均 100.3）となっている。

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
99.2 (18)	99.0 (18)	98.6 (19)

(注) () 内は政令指定都市 20 都市中の順位

5 本年の給与の改定

本市職員の給与等を検討するに当たって考慮すべき諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、これらを総合的に勘案し、次のとおり給与の改定を行うことが適当であると判断した。

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

本委員会は、月例給については前記 3 (1) のとおり職員給与が民間給与を 434 円下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差(434 円)は、俸給表の引上げ改定により解消を図ることとした。

イ 特別給

特別給については、前記 3 (2) のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.05 月分引き上げることとした。

(2) 改定すべき事項

ア 一般俸給表

一般俸給表については、民間給与との較差を考慮した引上げ改定とする。改定にあたっては、民間及び国の初任給の状況等を考慮し、職員採用試験

(大学卒業程度)に係る初任給を1,500円、職員採用試験(高校卒業程度)に係る初任給を2,000円引き上げることとし、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行う。

イ 一般俸給表以外の俸給表

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に、俸給月額の上上げ改定を行う。

ウ 期末・勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引き上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告を踏まえつつ、勤務成績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分する。

本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとし、令和2年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、上記の改定内容を踏まえて改定する。

第5表 本市職員の令和元年12月以降の期末・勤勉手当の支給月数

職員	令和元年12月		令和2年6月以降	
	期末	勤勉	期末	勤勉
一般職員	1.30月	0.975月	1.30月	0.95月
特定幹部職員	1.10月	1.175月	1.10月	1.15月

エ 住居手当

住居手当については、人事院勧告を踏まえ、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、最高支給限度額を1,000円引き上げる。

なお、これに伴い、手当額が2,000円を超える減額となる職員について

は、1年間、国の経過措置に準じた所要の措置を講ずる。

(3) 改定の実施時期等

前記5(2)ア・イの各俸給表については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

また、ウの期末・勤勉手当については、本年12月期の同手当から実施する必要がある。

このほか、エの住居手当については、人事院勧告を踏まえ、令和2年4月から実施することが適当である。

6 勧告実施の要請

民間準拠により職員給与等を決定する仕組みは、職員に対し市民から支持される納得性のある勤務条件を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、効率的な行政運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

本委員会においては、広く人材を求めるため、任命権者と連携し、ホームページの充実や採用説明会の開催のほか、若手職員が学生に業務内容や職場の雰囲気伝える座談会「おしごとナビ」の実施や、新たにSNSを活用した情報発信を行うなど、本市で働くことの魅力ややりがいをPRしてきたところである。

また、昨年度から、それまでパソコンのみ可能だった職員採用試験の電子申請について、スマートフォンでも申請ができるようにしたが、本年度から電子申請の対象職種を全職種に拡大し、より一層の利便性向上に努めた。

しかしながら、採用人数が最も多い一般行政職の今年度の受験者数は、昨年度を下回る結果となった。これは、民間企業の採用意欲の高まりが要因の一つと考えられるが、採用予定人数の大幅な減少も影響を及ぼしたものと考えられる。今後も、少子化に伴い受験年齢人口が減少することから、採用環境は厳しいことが予想される。

本委員会においては、高い意欲と能力のある受験志望者を多く確保するため、本市で働くことの魅力ややりがい、業務に関する情報をより効率的に伝える方策の検討を引き続き行っていく。

また、多様で有為・有能な人材を確保するためには、試験方法の検討も重要であることから、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の能力等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていくこととする。

(2) 人材の育成

行政課題が多様化、複雑化する状況において、市民満足度の向上に向けた行政運営を行っていくためには、市民の立場で考え、共感することができる

感受性と高い専門性を身に付けた職員の育成が必要となる。

そのため、本市では、「市民と行政を結ぶ市民から信頼される職員」を人材の基本理念とし、研修や人事異動等を連携させながら、職員一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮できるよう人材育成に取り組んでいる。

人事異動については、職員の能力開発及びキャリア形成支援という観点から、採用後概ね10年間で、原則として、区役所を含む3カ所の職場を経験することで、基本的知識を習得し幅広い視野を育成、その後は、それまでに培われた経験や能力、適性を重視し配置している。また、職員自らのキャリアデザインを重視する人事制度として、専門性を追求する意欲ある職員と地域貢献意欲の高い職員について、自らが登録した専門分野またはエリア（区）を重視した配置を行う、フランチャイズ登録制度を運用している。

任命権者においては、引き続き、職員の能力に応じた適材適所の配置を進めるとともに、階層別研修や職場研修など職員の能力向上の機会充実に努め、市政を担うにふさわしい高い行政能力を持った、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 能力・実績に基づく人事管理

本市において、人事評価制度は、人材育成に加え、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用されている。

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し、人事管理の基礎とすることは、適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に資することになり、職員の意欲を高め、公務能率の向上につながるものと考えられる。

人事評価制度の公正性を確保しながら職員の納得度をさらに高めていくには、適正な評価が実施されることが重要である。任命権者においては、研修等を通じて適正な制度運用を行うとともに、評価者と被評価者との間のコミュニケーションが十分に図られるよう支援を行い、人材育成への活用に向けた取組を継続する必要がある。

(4) 障がい者の活躍推進

昨年9月、教育委員会を除く部門において障がい者の法定雇用率が未達成であることが明らかになった。そのため、当該年度における身体障がい者を対象とした採用選考試験において、当初の採用予定人数を上回る採用に努めたほか、任命権者においては、障がい者を対象とした非常勤職員採用試験における受験資格を拡大し、身体障がいのある方に加え、知的障がいや精神障がいのある方も対象として実施した。また、本年度、本委員会が実施する障がい者を対象とした採用選考試験についても、受験資格を拡大して実施している。

今後も、障がい者の活躍する場の確保・拡大に向け、率先して障がい者を雇用することが重要である。また、入庁後においては、障がいのある職員が自身の有する能力を有効に発揮できるよう、障がいの特性に関して配属先職場における理解を深めるとともに、障がいのある職員の活躍推進に向けた計画の作成・実施や職業生活に関する相談及び指導を行う者の選任など、雇用の質の向上に向けた取組を推進することが求められる。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月に策定された「新潟市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）の中で、女性職員の活躍の推進に向け、職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援、家庭と仕事の両立等を取組項目として掲げている。

ア 女性職員の登用

職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援としては、女性管理職の配置状況について目標を設定している。

現状、管理職に占める女性の割合は年々増加しており、これまでも積極的

に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。引き続き、女性職員の登用に取り組んでいくことを望む。

イ 仕事と家庭の両立

職員が公務に能力を十分に発揮するためには、仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要である。

行動計画においては、男性職員の育児休業取得率及び子育て目的の特別休暇（配偶者出産休暇及び育児参加休暇）取得率を目標に掲げ、職員への制度の周知、職場の理解・支援等に取り組んでいるところである。その結果、昨年度の育児休業取得率は17.0%と目標の5%を大きく上回ることができた。また、子育て目的の特別休暇は、配偶者出産休暇の取得率が94.3%、育児参加休暇の取得率が85.5%に上昇したものの、行動計画の最終目標取得率100%には至らなかった。

男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇の取得を促進するためには、職員及び職場の意識改革が必要である。今後さらに制度の周知や研修等により組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、士気の確保、公務能率の向上等の観点から、重要な課題である。

本市では、時間外勤務縮減のため、従来から取り組んでいる事前命令や定時退庁推進日の徹底などに加え、本年4月から時間外勤務命令の上限を原則月45時間、年360時間とし、その上限を超えると見込まれる職員がいる場合、所属長は、任命権者の許可を得て月100時間未満、年720時間等の範囲で時間外勤務命令ができることとした。併せて月80時間を超えて時間外勤務を命令した場合など一定の要件に該当した所属長に対し、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を義務付けることとした。

本市職員の昨年度までの直近3カ年の時間外勤務時間数の実績を見ると、

全部局の職員 1 人当たり月平均時間外勤務時間数は減少傾向にあるものの、本年 4 月以降の月 80 時間以上の時間外勤務者数の状況を見ると、依然として一定数存在している状況にある。

所属長が行う時間外勤務にかかる検証結果なども踏まえ、任命権者においては、事業の廃止を含めた業務の見直しに加え、ICT を活用した業務の効率化や業務量に見合った人員配置を行うこと等、長時間労働の是正に有効な対策を講じていく必要がある。

また、近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の多忙化が問題視されている。

本市では、昨年 3 月に策定した「第 2 次多忙化解消行動計画」に基づき、学校閉庁日の設定、スクールロイヤーの導入、学校事務支援員と部活動指導員の配置などを進め、長時間勤務の縮減等に取り組んでおり、一定の成果が認められている。

質の高い教育活動を行うためには、教職員が心身ともに健康であることが不可欠であり、学校における働き方改革は急務である。学校と教育委員会が一体となり、更には保護者・地域からの協力を得ながら、教職員の多忙化の解消に向け引き続き実効性のある取組が行われることを望む。

(3) 勤務時間の状況の適正把握

職員の長時間労働を是正し、健康を確保していくためには、職員の勤務時間の状況を適正に把握し管理していくことも重要である。

本年 4 月に労働安全衛生法が改正され、管理監督者等も含めほぼすべての労働者の労働時間の状況について、原則としてタイムカードによる記録、パソコンの使用時間記録等の客観的な方法による把握が義務付けられた。

本市では、ほとんどの職場において、出勤簿への職員による押印のみにとどまり、出退勤時刻を適正に把握しているとは言い難い状況にある。また、時間外勤務命令の上限設定に伴い、職員の時間外勤務縮減の意識がより強くなり時間外勤務時間の過少申告も懸念されることから、併せてそれを防止する取組（例えば出退勤時刻やパソコンの使用時間と時間外勤務命令時間との

かい離を必要に応じて検証するなど)も求められる。

任命権者においては、勤務時間の状況の適正把握について、法の趣旨に基づく客観的な方法によることはもちろん、ICTを最大限に活用した効率的な管理方法を速やかに検討し導入していく必要がある。

(4) メンタルヘルス対策

職員が能力を発揮し業務を遂行するためには、心身の健康保持が重要であるが、本市において、メンタルヘルス不調による療養を必要とする職員が依然として多い状況であることから、メンタルヘルスカケアが課題となっている。

任命権者においては、こころの健康相談窓口を設け、臨床心理士等が電話や面接等による相談を実施することでその予防を図っている他、療養中の職員に対しては、リワーク研修センターの利用を通じ職員の職場復帰を支援していることから、職場復帰に向けた取組については一定の成果が認められている。

メンタルヘルスについては、一朝一夕に問題を解決することは困難であるため、その予防や再発防止に向けた取組を継続的に行うとともに、ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善等、組織全体の対策を進めていくことが重要である。

(5) ハラスメント対策

本市では、「新潟市職員のハラスメント防止に関する要綱」に基づき、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題に対応するため、相談員による苦情相談や全所属長及び職員への研修を実施してきた。

職員が業務に対してやりがいを感じ、その能力を十分に発揮するためには、ハラスメントを許さない職場風土の醸成が必要である。全ての職員がハラスメントについて正しい知識を持つため研修を継続して実施するとともに、職員が安心して相談できる体制を整え、相談に対し迅速かつ適切に対応することで、良好な勤務環境を確立することを望む。

3 高齢期の雇用の在り方

少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続くことにより、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことは、社会全体の課題であり、公務においても、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験が不可欠となっている。

昨年8月に、人事院が国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、現在、政府において、その申出を踏まえた検討が行われている。

また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」とされている。

本市においては、平成20年度に再任用制度の運用を開始以来、再任用職員は増加、制度は定着しており、今後も、雇用と年金の接続を図ることができるよう、引き続き制度を運用していく必要がある。

定員の適正化が進む中、再任用職員の技能・ノウハウを活用するポストを確保する一方、若手職員を安定的・計画的に確保し、組織の新陳代謝を図ることも課題である。

今後も、国の動向を注視しながら、高齢層職員の雇用を含めた、組織全体としての人事管理の在り方について必要な検討を進めていくことが重要である。

4 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保

法改正により、来年4月から導入される会計年度任用職員制度については、関係条例の改正等、所要の準備が進められている。

任命権者においては、法の趣旨を踏まえ、適正な任用及び勤務条件等が確保されるよう努めることはもちろん、職員募集に当たっては、多くの臨時・非常勤職員が影響を受けることから、丁寧な説明と十分な周知を行い、円滑な制度移行を実現する必要がある。

5 公務員倫理の確保

市政運営にあたっては、市民との信頼関係を構築していくことが必要不可欠であるが、いったん不祥事が発生すると、それが一部の職員の行為であっても、市政全体の信用を失墜させ、市政運営に大きな影響を与えることになる。

本委員会では、これまでも公務員倫理の確保について繰り返し述べてきたところであるが、昨年度も免職処分事案が発生するなど憂慮すべき事態である。

職員にあっては、自らが全体の奉仕者として、より高い倫理観を求められていることを強く自覚するとともに、一つの非違行為が公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであることを常に意識して、日々の職務に取り組んでいかなければならない。また、来年4月から内部統制制度が導入されることから、適正な事務執行が確保されるよう、業務手順や職場の管理体制を改めて見直すなど、組織として業務のチェック体制を強化・徹底することも必要である。

また、職務の適正な執行と公務に対する信頼確保のためにも、退職管理の適正確保は重要である。しかしながら、退職管理の制度が十分に周知されていない現状であるため、任命権者においては、元職員による働きかけ行為等の本委員会への届出義務を含めた制度周知を図り、退職管理のさらなる適正化に努める必要がある。

市民からの信頼を確保し、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう、任命権者においては、内部統制をはじめとする体制や制度の整備及び運用に努めるとともに、研修等により公務員倫理のさらなる向上に継続して取り組むことを望む。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.09%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09%〔行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳〕
〔俸給 344円 はね返し分(注) 43円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和元年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.30月（改定なし）
勤勉手当	0.925月（支給済み）	0.975月（現行0.925月）
2年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感・使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に関する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまでに実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員給与条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

1 新潟市給与条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 住居手当

(ア) 住居手当は、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

(イ) 職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と 16,000 円との差額が 11,000 円以下の職員についてはその差額、その差額が 11,000 円を超える職員についてはその超える額の 2 分の 1 の額を 17,000 円を限度として 11,000 円に加算した額とすること。

イ 勤勉手当

(ア) 令和元年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）
勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。

b 特定幹部職員（再任用職員を除く。）
勤勉手当の支給割合を 1.175 月分とすること。

(イ) 令和 2 年 6 月期以降の支給割合

- a 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。
- b 特定幹部職員（再任用職員を除く。）
6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分とすること。

2 新潟市教育職員給与条例の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

3 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の特定任期付職員に適用される俸給表を別記第3のとおり、第3条任期付職員に適用される俸給表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 俸給表

現行の第1号任期付研究員に適用される俸給表を別記第5のとおり、第2号任期付研究員に適用される俸給表を別記第6のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

5 改定の実施時期

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)、3(2)ア及び4(2)アについては令和元年12月1日から、1(2)ア及びイ(イ)、3(2)イ並びに4(2)イについては令和2年4月1日から実施すること。

(2) 住居手当の支給に関する経過措置

令和2年3月31日において職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当を支給されていた職員であって、1(2)アの改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減ぜられることとなる職員等については、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、住居手当の支給に関し、国の経過措置に準じた所要の措置を講ずること。

別記第1

一般俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		俸給月額 円								
	1	145,900	195,500	231,500	264,200	289,700	319,100	362,600	407,400	458,600
	2	147,000	197,300	233,100	266,000	291,900	321,300	365,200	409,800	461,600
	3	148,200	199,100	234,700	267,800	294,000	323,600	367,600	412,300	464,700
	4	149,300	200,900	236,300	269,900	296,100	325,800	370,200	414,700	467,700
	5	150,400	202,400	237,700	271,700	297,900	327,900	372,200	416,700	470,500
	6	151,500	204,200	239,400	273,600	300,000	329,900	374,700	419,000	473,400
	7	152,700	206,000	241,000	275,300	302,100	332,100	377,100	421,200	476,400
	8	153,800	207,800	242,600	277,300	304,100	334,200	379,600	423,500	479,500
	9	154,900	209,400	243,700	279,300	306,000	336,200	381,700	425,500	482,400
	10	156,200	211,200	245,200	281,400	308,300	338,300	384,400	427,700	485,300
	11	157,500	213,000	246,800	283,200	310,500	340,400	386,900	429,900	488,300
	12	158,800	214,800	248,100	285,100	312,800	342,600	389,600	432,100	491,300
	13	160,000	216,200	249,600	287,000	314,700	344,200	392,000	434,000	493,900
	14	161,500	218,000	251,000	288,900	316,900	346,300	394,300	436,000	496,200
	15	163,000	219,700	252,300	290,900	319,100	348,200	396,500	437,900	498,400
	16	164,600	221,500	253,700	292,600	321,200	350,300	398,900	439,900	500,600
	17	165,800	223,200	255,200	294,500	323,100	352,000	400,700	441,800	502,800
	18	167,300	224,900	256,700	296,500	325,100	354,000	402,800	443,500	504,200
	19	168,800	226,600	258,400	298,600	327,100	356,000	404,600	445,300	505,500
	20	170,300	228,200	260,200	300,600	329,100	357,800	406,700	447,000	506,800
	21	171,600	229,500	261,700	302,400	330,700	359,600	408,500	448,600	507,900
	22	174,300	231,200	263,400	304,500	332,800	361,400	410,300	450,000	509,300
	23	176,900	232,900	264,900	306,500	334,800	363,400	412,300	451,500	510,600
	24	179,500	234,500	266,600	308,600	336,900	365,400	414,200	452,900	511,900
	25	182,100	235,500	268,500	310,300	338,300	367,300	416,100	454,400	513,000
	26	183,800	237,000	270,200	312,400	340,300	369,300	417,700	455,700	514,200
	27	185,500	238,400	272,000	314,300	342,200	371,200	419,200	457,100	515,300
	28	187,200	239,600	273,600	316,400	344,200	373,200	420,800	458,300	516,500
	29	188,700	240,800	275,400	318,000	345,800	374,800	422,400	459,200	517,400
	30	190,400	242,000	277,000	320,000	347,600	376,600	423,600	459,900	518,300
	31	192,200	243,000	278,800	322,100	349,500	378,300	424,900	460,700	519,000
	32	193,900	244,200	280,400	324,100	351,400	380,100	426,200	461,400	519,900
	33	195,500	245,500	281,800	325,600	353,100	381,600	427,300	461,900	520,600
	34	196,900	246,500	283,700	327,600	354,900	383,200	428,400	462,700	521,500
	35	198,400	247,700	285,600	329,600	356,600	384,700	429,700	463,200	522,300
	36	199,900	249,000	287,400	331,700	358,300	386,400	430,900	463,900	523,200
	37	201,200	249,800	288,900	333,200	359,800	388,000	432,200	464,500	524,100
	38	202,500	251,200	290,600	335,200	361,100	389,200	433,000	465,200	525,000
	39	203,700	252,300	292,400	337,200	362,400	390,300	433,800	465,600	525,900
	40	205,000	253,700	294,200	339,100	363,900	391,500	434,700	466,100	526,700
	41	206,300	255,100	295,700	340,900	365,200	392,600	435,100	466,800	527,600
	42	207,600	256,400	297,400	342,800	366,200	393,800	435,900	467,200	
	43	208,900	257,600	298,900	344,600	367,400	394,800	436,600	467,700	
	44	210,200	258,800	300,500	346,500	368,600	395,900	437,300	468,200	
	45	211,300	260,000	302,000	347,900	369,400	396,800	437,900	468,700	
	46	212,600	261,200	303,700	349,500	370,300	397,300	438,700		
	47	213,900	262,500	305,300	351,000	371,100	398,000	439,300		
	48	215,200	263,600	307,000	352,500	372,000	398,600	440,000		
	49	216,300	264,700	308,100	354,000	373,000	399,300	440,500		
	50	217,400	265,800	309,600	355,100	373,800	399,900	441,200		
	51	218,400	267,100	311,200	356,200	374,600	400,500	441,600		
	52	219,500	268,400	312,800	357,300	375,300	401,100	442,200		
	53	220,600	269,300	314,100	358,200	376,100	401,700	442,600		
	54	221,600	270,500	315,700	359,300	376,700	402,400	443,200		
	55	222,500	271,800	317,300	360,200	377,400	403,100	443,800		
	56	223,500	273,100	318,800	361,200	378,100	403,700	444,400		

再任 用職 員以 外の 職員	57	223,800	274,000	320,300	362,100	378,700	404,100	444,800
	58	224,600	275,000	321,500	362,800	379,200	404,800	445,200
	59	225,400	275,900	322,700	363,500	379,700	405,400	445,700
	60	226,100	277,000	323,800	364,200	380,400	406,000	446,200
	61	226,800	278,000	324,600	364,700	380,700	406,400	446,700
	62	227,800	279,000	325,600	365,300	381,400	406,900	
	63	228,600	279,900	326,400	365,900	382,100	407,500	
	64	229,400	280,900	327,400	366,600	382,700	408,100	
	65	230,100	281,500	328,100	367,000	383,000	408,400	
	66	230,800	282,400	328,800	367,600	383,700	408,800	
	67	231,700	283,300	329,600	368,200	384,200	409,200	
	68	232,700	284,200	330,400	368,900	384,800	409,600	
	69	233,300	284,800	331,100	369,300	385,200	410,000	
	70	234,000	285,600	331,800	370,000	385,800	410,300	
	71	234,500	286,400	332,400	370,500	386,300	410,600	
	72	235,200	287,200	333,100	371,100	386,900	411,100	
	73	236,000	288,000	333,600	371,500	387,200	411,500	
	74	236,600	288,500	334,200	372,200	387,800	411,900	
	75	237,200	289,000	334,700	372,700	388,300	412,400	
	76	237,700	289,400	335,300	373,300	388,800	412,800	
	77	238,400	289,600	335,600	373,600	389,000	413,100	
	78	239,100	290,000	336,000	374,100	389,400		
	79	239,800	290,200	336,500	374,700	389,800		
	80	240,300	290,600	336,900	375,300	390,100		
	81	240,800	290,800	337,300	375,800	390,300		
	82	241,500	291,100	337,700	376,300	390,600		
	83	242,200	291,500	338,100	376,800	391,000		
	84	242,900	291,900	338,600	377,100	391,300		
	85	243,500	292,100	339,000	377,500	391,500		
	86	244,200	292,500	339,500	377,800	391,800		
	87	244,900	292,800	340,000	378,200	392,100		
	88	245,600	293,200	340,400	378,600	392,400		
	89	246,100	293,500	340,700	379,100	392,600		
	90	246,600	293,900	341,200	379,400	392,900		
	91	246,900	294,100	341,500	379,700	393,200		
	92	247,300	294,500	341,900	380,000	393,500		
	93	247,500	294,700	342,100	380,200	393,700		
	94		295,000	342,600	380,500			
	95		295,300	343,000	380,800			
	96		295,700	343,500	381,100			
	97		295,900	343,700	381,300			
	98		296,200	344,100	381,600			
	99	296,400	344,600	381,900				
	100	296,800	345,100	382,200				
	101	297,000	345,300	382,400				
	102	297,400	345,700					
	103	297,800	345,900					
	104	298,100	346,300					
	105	298,300	346,700					
	106	298,600	347,100					
	107	298,800	347,500					
	108	299,200	347,900					
	109	299,400	348,300					
	110	299,800	348,700					
	111	300,000	349,100					
	112	300,400	349,500					
	113	300,600	349,900					
	114	301,000						
	115	301,300						
	116	301,700						

	117		301,900							
	118		302,200							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,000							
	122		303,200							
	123		303,500							
	124		303,800							
	125		304,100							
再任用職員		184,300	211,200	254,800	274,600	289,700	315,200	356,900	390,500	441,600

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第30条及び第31条に規定する職員を除く。

医療職俸給表 (1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	249,700	335,000	399,000	471,700
	2	252,200	338,000	401,900	474,000
	3	254,700	340,900	404,500	476,200
	4	257,200	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	356,000	417,500	487,300
	9	274,500	358,700	419,600	489,400
	10	278,500	361,400	422,300	491,500
	11	282,500	364,500	424,900	493,600
	12	286,500	367,700	427,600	495,700
	13	290,300	370,600	429,900	497,800
	14	294,300	374,100	432,400	499,900
	15	298,200	377,200	434,900	502,000
	16	302,200	380,900	437,400	504,100
	17	305,900	384,300	439,300	506,100
	18	309,500	387,000	441,700	508,100
	19	313,000	389,500	444,000	510,000
	20	316,600	392,100	446,400	512,000
	21	320,100	394,900	448,100	513,700
	22	323,800	397,200	450,500	515,600
	23	327,300	399,700	452,800	517,500
	24	330,600	402,100	455,200	519,400
	25	334,100	404,100	457,200	521,100
	26	336,800	406,400	459,500	522,800
	27	339,400	408,600	461,700	524,600
	28	342,100	410,900	464,000	526,400
	29	344,800	413,100	466,100	528,100
	30	346,700	415,200	468,400	529,900
	31	348,900	417,200	470,700	531,700
	32	351,300	419,300	473,000	533,500
	33	353,400	421,200	474,900	535,200
	34	355,800	423,100	477,000	537,000
	35	357,900	424,900	479,100	538,800
	36	360,300	426,900	481,200	540,600
	37	362,400	428,700	483,300	542,200
	38	364,800	430,700	485,100	543,800
	39	367,000	432,600	486,900	545,400
	40	369,100	434,600	488,700	547,000
	41	371,300	436,400	490,300	548,500
	42	372,600	438,200	492,100	549,900
	43	374,000	439,900	493,800	551,300
	44	375,200	441,700	495,600	552,700
	45	376,500	443,500	497,100	553,800
	46	377,900	445,300	498,900	554,800
	47	379,400	447,100	500,700	555,800
	48	380,900	448,900	502,500	556,800
	49	382,000	450,600	504,000	557,800
	50	383,000	452,400	505,300	558,700
	51	383,900	454,200	506,600	559,600
	52	384,800	456,000	507,900	560,500
	53	385,600	457,900	509,000	561,300
	54	386,500	459,100	510,300	562,200
	55	387,200	460,300	511,600	563,100
56	388,100	461,500	512,900	564,000	

57	388,800	462,600	514,100	564,800
58	389,700	463,600	515,000	565,700
59	390,500	464,500	515,900	566,600
60	391,400	465,500	516,800	567,500
61	391,900	466,300	517,600	568,400
62	392,400	467,000	518,500	569,300
63	392,900	467,700	519,400	570,200
64	393,400	468,400	520,300	571,100
65	393,600	469,000	521,100	572,000
66		469,700	522,000	
67		470,400	522,900	
68		471,100	523,800	
69		471,400	524,600	
70		472,100	525,500	
71		472,800	526,400	
72		473,500	527,300	
73		474,000	528,000	
74		474,700	528,900	
75		475,400	529,700	
76		476,100	530,600	
77		476,500	531,300	
78		477,100	532,200	
79		477,700	533,000	
80		478,300	533,900	
81		478,800	534,600	
82		479,400	535,500	
83		480,000	536,400	
84		480,600	537,300	
85		481,000	538,000	
86		481,600	538,900	
87		482,200	539,800	
88		482,800	540,700	
89		483,200	541,500	
90		483,800		
91		484,400		
92		485,000		
93		485,400		
94		486,000		
95		486,600		
96		487,200		
97		487,600		
再任用職員	296,500	339,000	393,500	466,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,800	188,400	223,600	249,600	281,000	326,800	370,700	437,100
	2	152,200	190,000	225,200	250,900	282,900	328,800	373,400	439,600
	3	153,600	191,600	226,800	252,100	285,000	331,000	376,000	442,100
	4	155,000	193,200	228,400	253,500	287,000	333,100	378,700	444,700
	5	156,300	194,700	229,800	254,600	289,100	335,000	381,000	447,200
	6	158,100	196,200	231,400	255,800	291,200	337,200	383,700	449,800
	7	159,800	197,800	232,900	257,000	293,100	339,200	386,300	452,300
	8	161,500	199,400	234,500	258,100	295,100	341,400	389,000	454,800
	9	163,100	201,000	235,600	259,300	297,000	343,100	391,200	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,200	299,100	345,300	393,600	459,700
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,000	347,300	395,800	462,100
	12	168,200	205,900	239,800	262,200	302,900	349,500	398,300	464,500
	13	169,700	207,400	241,300	263,400	304,900	351,000	400,200	467,000
	14	171,600	209,000	242,700	264,700	306,900	353,000	402,300	468,500
	15	173,600	210,500	243,900	266,300	308,900	354,900	404,400	469,800
	16	175,500	212,100	245,300	267,800	311,000	356,800	406,600	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	312,900	358,500	408,400	472,500
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	314,900	360,500	410,400	473,800
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,000	362,500	412,500	475,000
	20	182,900	218,500	249,700	274,300	319,000	364,600	414,500	476,200
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,000	366,300	416,300	477,600
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	322,900	368,400	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,800	370,400	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,800	372,500	420,900	481,600
	25	190,700	225,600	255,200	282,800	328,400	374,100	422,200	482,900
	26	192,100	227,000	256,500	284,500	330,400	375,900	423,400	484,200
	27	193,600	228,300	257,900	286,300	332,300	377,700	424,700	485,500
	28	195,100	229,600	259,400	288,000	334,300	379,500	426,000	486,800
	29	196,600	230,900	260,700	289,800	335,800	381,100	427,300	488,100
	30	197,800	232,300	262,300	291,500	337,500	382,800	428,600	489,200
	31	199,100	233,800	263,900	293,400	339,300	384,500	429,900	490,300
	32	200,400	235,200	265,400	295,200	341,100	386,300	431,000	491,500
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,500	387,700	432,000	492,700
	34	203,100	237,500	268,500	298,600	344,400	388,800	433,300	493,600
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,200	390,100	434,500	494,500
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,100	391,400	435,700	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,500	349,800	392,500	437,000	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,400	393,500	437,800	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,100	394,600	438,500	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	354,800	395,800	439,300	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,000	396,800	439,700	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,300	397,500	440,300	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,500	398,100	440,800	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	398,900	441,400	
	45	216,700	250,300	285,600	315,900	360,700	399,400	441,800	
	46	217,800	251,700	287,300	317,400	361,900	400,000	442,200	
	47	218,800	253,000	289,000	318,800	363,100	400,600	442,700	
	48	219,900	254,300	290,600	320,400	364,300	401,200	443,200	
	49	220,800	255,800	291,800	321,600	365,200	401,700	443,500	
	50	221,800	257,200	293,400	322,800	366,100	402,200	443,900	
	51	222,800	258,400	294,700	324,100	367,100	402,900	444,500	
	52	223,800	259,600	296,300	325,400	368,100	403,500	445,000	
	53	224,100	260,700	297,600	326,500	368,900	404,100	445,300	
	54	224,900	262,000	299,000	327,400	369,700	404,700		
	55	225,600	263,200	300,500	328,500	370,600	405,400		
	56	226,400	264,300	302,000	329,600	371,500	406,000		

再任
用職
員以
外の
職員

57	227,100	265,200	303,100	330,100	372,300	406,300			
58	228,000	266,400	304,300	331,100	372,900	406,800			
59	228,700	267,700	305,600	331,900	373,700	407,200			
60	229,400	269,000	307,000	332,900	374,400	407,600			
61	230,300	269,900	308,000	333,600	374,900	407,900			
62	231,000	271,100	309,200	334,300	375,600	408,200			
63	231,900	272,400	310,500	335,000	376,300	408,700			
64	232,900	273,700	311,800	335,700	376,900	409,200			
65	233,400	274,600	313,100	336,200	377,200	409,500			
66	234,200	275,600	313,900	336,700	377,900				
67	234,900	276,500	314,700	337,400	378,600				
68	235,600	277,600	315,500	338,100	379,200				
69	236,300	278,600	316,100	338,700	379,600				
70	236,900	279,600	316,900	339,300	380,100				
71	237,500	280,700	317,500	339,900	380,700				
72	238,000	281,800	318,300	340,500	381,200				
73	238,700	282,400	319,000	340,900	381,700				
74	239,400	283,100	319,600	341,300	382,200				
75	240,100	283,800	320,200	341,800	382,700				
76	240,600	284,500	320,800	342,400	383,300				
77	241,000	285,000	321,300	342,800	383,800				
78	241,600	285,600	321,700	343,300	384,300				
79	242,200	286,200	322,100	343,800	384,800				
80	242,800	286,800	322,600	344,200	385,300				
81	243,100	287,500	323,200	344,500	385,700				
82	243,500	288,000	323,700	344,900	386,200				
83	243,900	288,500	324,200	345,300	386,600				
84	244,200	289,000	324,700	345,600	387,100				
85	244,500	289,200	325,100	346,100	387,500				
86		289,400	325,400	346,400					
87		289,600	325,700	346,700					
88		289,900	326,100	347,000					
89		290,100	326,500	347,300					
90		290,400	326,800	347,600					
91		290,700	327,200	348,000					
92		291,000	327,500	348,400					
93		291,300	327,800	348,700					
94		291,500	328,100	349,100					
95		291,800	328,500	349,500					
96		292,100	328,900	349,800					
97		292,400	329,100	350,000					
98		292,700	329,400	350,400					
99		293,000	329,700	350,800					
100		293,300	330,000	351,200					
101		293,600	330,200	351,600					
102		293,800	330,500	352,000					
103		294,100	330,700	352,400					
104		294,400	331,000	352,800					
105		294,600	331,200	353,300					
106			331,600						
107			331,800						
108			332,100						
109			332,300						
110			332,700						
111			333,000						
112			333,300						
113			333,500						
再任用職員		185,200	211,300	243,200	256,500	282,100	323,000	365,100	427,100

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表 (3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,000	192,400	240,200	262,700	287,100	329,900	373,700
	2	166,400	194,500	242,000	263,700	288,800	332,100	376,400
	3	167,900	196,600	243,800	264,600	290,400	334,100	379,000
	4	169,300	198,600	245,600	265,700	292,300	336,300	381,700
	5	170,800	200,700	247,000	266,200	293,900	338,200	383,900
	6	172,300	203,000	248,300	267,200	295,700	340,400	386,300
	7	173,800	205,300	249,400	268,000	297,400	342,400	388,700
	8	175,300	207,500	250,700	268,900	299,200	344,600	391,000
	9	176,600	209,800	251,700	270,000	300,900	346,100	393,000
	10	178,300	211,200	252,700	270,800	302,700	348,000	395,200
	11	179,900	212,600	253,600	271,900	304,400	349,900	397,600
	12	181,500	213,800	254,600	273,100	306,000	351,800	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	353,700	402,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,500	309,200	355,700	404,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,700	311,000	357,800	406,300
	16	188,900	219,300	258,600	278,100	312,800	359,900	408,500
	17	191,000	220,700	259,100	279,100	314,200	361,800	410,500
	18	193,100	222,200	260,200	280,600	315,900	363,900	412,400
	19	195,200	223,700	261,200	281,600	317,600	365,900	414,600
	20	197,300	225,200	262,100	282,900	319,200	368,000	416,700
	21	199,300	226,400	262,700	284,400	320,700	369,900	418,400
	22	201,500	228,100	263,700	286,000	322,300	372,000	420,300
	23	203,700	229,800	264,600	287,300	323,700	374,100	422,100
	24	205,900	231,500	265,600	288,800	325,300	376,100	424,000
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,600	377,900	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,000	379,800	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,600	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,900	331,200	383,700	430,600
	29	212,800	239,400	271,200	296,100	332,300	385,400	431,700
	30	213,900	240,800	272,600	297,700	333,800	387,200	433,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,400	335,300	389,000	434,800
	32	216,500	243,200	275,600	301,000	336,700	390,900	436,200
	33	217,700	244,500	277,000	302,200	338,100	392,600	437,900
	34	219,000	245,600	278,400	303,800	339,700	394,200	439,500
	35	220,300	246,400	279,600	305,300	341,300	396,000	441,000
	36	221,600	247,500	281,000	306,900	342,800	397,700	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,200	344,400	399,400	443,800
	38	224,100	249,500	283,700	309,700	346,000	401,100	445,100
	39	225,400	250,400	285,100	311,100	347,500	402,800	446,400
	40	226,800	251,500	286,400	312,700	349,100	404,500	447,600
	41	227,700	251,900	287,800	314,000	350,400	406,000	448,700
	42	229,100	252,800	289,300	315,500	351,900	407,500	449,500
	43	230,500	253,700	290,800	317,000	353,400	409,100	450,300
	44	231,900	254,500	292,400	318,400	355,000	410,500	451,100
	45	233,100	255,200	293,500	319,400	356,300	411,800	451,800
	46	234,500	256,100	294,900	320,800	357,800	413,200	452,400
	47	235,800	257,000	296,400	322,200	359,300	414,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,900	323,600	360,500	416,200	453,900
	49	238,100	259,100	299,000	324,600	361,800	417,800	454,700
	50	239,200	260,100	300,300	326,000	363,200	419,400	455,200
	51	240,200	261,200	301,500	327,200	364,600	420,900	455,800
	52	241,300	262,400	302,900	328,600	365,900	422,400	456,400
	53	242,200	263,500	304,100	330,000	367,400	423,600	457,100
	54	243,300	264,900	305,500	331,400	368,600	425,000	457,900
	55	244,300	266,300	306,900	332,700	369,700	426,300	458,700
	56	245,300	267,700	308,200	334,100	370,800	427,700	459,500

	57	245,900	269,000	309,100	335,000	372,000	428,800	460,400
	58	246,900	270,500	310,400	336,400	373,000	429,500	
	59	247,600	271,900	311,700	337,600	374,000	430,200	
	60	248,500	273,300	313,000	339,000	374,900	430,900	
	61	249,200	274,700	313,900	340,100	375,600	431,400	
	62	250,200	276,100	315,200	341,300	376,400	432,100	
	63	251,000	277,500	316,500	342,600	377,100	432,800	
	64	252,000	278,800	317,700	343,800	377,800	433,500	
	65	252,900	280,200	319,000	344,800	378,500	434,000	
	66	253,800	281,600	320,300	345,900	379,100	434,500	
	67	254,900	283,100	321,600	347,100	379,900	434,900	
	68	255,800	284,600	322,800	348,300	380,600	435,300	
	69	256,500	285,500	323,600	349,300	381,300	435,700	
	70	257,500	287,000	324,800	350,400	382,000		
	71	258,400	288,500	325,900	351,300	382,700		
	72	259,500	289,900	326,900	352,300	383,400		
	73	260,800	290,900	328,100	353,100	383,900		
	74	262,100	292,300	329,200	354,200	384,400		
	75	263,200	293,500	330,400	355,200	384,900		
	76	264,300	294,800	331,400	356,300	385,500		
	77	265,300	296,100	332,400	357,100	385,900		
	78	266,300	297,400	333,600	357,900	386,500		
	79	267,500	298,700	334,800	358,700	387,000		
	80	268,600	299,900	336,000	359,400	387,500		
	81	269,500	300,500	337,000	359,900	387,700		
	82	270,600	301,700	338,100	360,400	388,200		
	83	271,600	302,900	339,100	361,000	388,700		
	84	272,700	304,100	340,100	361,500	389,200		
	85	273,300	304,900	340,900	362,200	389,500		
	86	274,400	306,100	341,900	362,800	389,700		
	87	275,400	307,300	342,900	363,300	390,000		
	88	276,500	308,400	343,900	363,900	390,400		
	89	277,300	309,700	344,900	364,200	390,600		
	90	278,300	310,900	345,600	364,600	391,000		
	91	279,100	312,100	346,400	365,100	391,300		
	92	280,000	313,200	347,100	365,700	391,900		
	93	280,800	314,200	347,800	366,000	392,400		
	94	281,800	315,000	348,400	366,500			
	95	282,800	315,700	349,100	367,000			
	96	283,800	316,500	349,700	367,400			
	97	284,300	317,000	350,100	367,800			
	98	285,100	317,600	350,600	368,300			
	99	285,900	318,300	351,000	368,800			
	100	286,800	318,900	351,500	369,200			
	101	287,300	319,300	351,900	369,700			
	102	288,100	319,900	352,300	370,200			
	103	288,800	320,500	352,800	370,700			
	104	289,600	321,100	353,300	371,200			
	105	290,300	321,400	353,700	371,700			
	106	290,800	321,800	354,200	372,200			
	107	291,300	322,300	354,600	372,700			
	108	291,800	322,700	354,900	373,200			
	109	292,100	323,100	355,200	373,700			
	110	292,500	323,500	355,700	374,100			
	111	292,800	323,800	356,200	374,600			
	112	293,200	324,200	356,700	375,100			
	113	293,300	324,500	357,200	375,700			
	114	293,700	324,900	357,600				
	115	294,100	325,300	358,100				
	116	294,400	325,500	358,500				

再任
用職
員以
外の
職員

	117	294,600	325,700	358,800				
	118	295,000	326,100	359,300				
	119	295,400	326,500	359,700				
	120	295,800	326,700	360,200				
	121	296,100	326,900	360,600				
	122	296,500	327,300	361,100				
	123	296,800	327,600	361,600				
	124	297,000	327,900	362,100				
	125	297,200	328,100	362,500				
	126	297,600	328,500					
	127	297,800	328,900					
	128	298,200	329,200					
	129	298,400	329,400					
	130	298,800	329,700					
	131	299,100	330,100					
	132	299,300	330,300					
	133	299,500	330,500					
	134	299,900	330,900					
	135	300,300	331,200					
	136	300,600	331,600					
	137	300,800	331,800					
	138	301,200	332,200					
	139	301,600	332,600					
	140	301,900	333,000					
	141	302,100	333,200					
	142	302,400	333,600					
	143	302,700	334,000					
	144	303,000	334,400					
	145	303,200	334,700					
	146	303,600	335,100					
	147	303,900	335,500					
	148	304,200	335,800					
	149	304,400	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	304,900	336,900					
	152	305,200	337,300					
	153	305,500	337,600					
	154	305,800						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,200						
	160	307,500						
	161	307,900						
	162	308,200						
	163	308,500						
	164	308,800						
	165	309,200						
	166	309,500						
	167	309,800						
	168	310,100						
	169	310,500						
再任用職員		230,700	255,000	262,300	272,400	289,100	326,400	371,100

備考 この表は、保健所、学校等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

消防職俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		俸給月額 円							
	1	169,900	185,600	211,600	251,200	294,300	320,200	347,500	381,700
	2	171,600	187,300	213,600	253,000	296,100	322,400	349,700	383,900
	3	173,300	189,100	215,600	254,800	298,200	324,500	352,000	385,800
	4	175,000	190,900	217,600	256,600	300,500	326,500	354,200	388,000
	5	176,500	192,700	219,600	258,300	302,300	328,700	356,200	389,600
	6	178,400	195,000	221,400	260,100	304,300	330,600	358,400	391,600
	7	180,200	197,300	223,400	261,700	306,300	332,800	360,500	393,500
	8	182,100	199,600	225,300	263,400	308,500	334,600	362,700	395,300
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,400	336,500	364,300	396,800
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,600	338,700	366,500	398,700
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,700	341,000	368,500	400,800
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,700	343,200	370,700	402,900
	13	190,600	211,400	234,600	270,500	318,700	345,100	372,300	404,500
	14	192,700	213,200	236,500	271,900	320,700	347,300	374,500	406,600
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,400	376,400	408,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,700	351,600	378,600	410,700
	17	199,000	218,700	241,800	275,000	326,600	353,500	380,200	412,400
	18	201,400	220,400	243,600	276,400	328,800	355,600	382,200	414,200
	19	203,800	222,300	245,400	277,800	331,000	357,500	384,200	416,000
	20	206,200	224,100	247,200	279,200	333,200	359,600	386,100	417,800
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,000	361,200	387,700	419,300
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,200	389,700	420,900
	23	212,100	229,400	251,400	282,700	339,100	365,100	391,800	422,500
	24	213,900	231,200	252,700	284,100	341,200	367,100	393,900	424,100
	25	215,800	232,800	254,000	285,300	343,100	368,900	395,500	425,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	370,900	397,600	427,000
	27	219,300	236,200	256,600	289,200	347,100	372,900	399,600	428,500
	28	221,000	237,900	257,800	291,200	349,200	374,900	401,700	430,100
	29	222,900	239,200	258,900	293,100	350,900	376,700	403,200	431,200
	30	224,700	241,000	260,000	295,000	352,900	378,800	405,000	432,800
	31	226,500	242,800	261,100	296,700	354,800	380,800	406,800	434,500
	32	228,300	244,600	262,200	298,500	356,800	382,900	408,500	436,100
	33	229,900	245,900	262,800	300,200	358,300	384,600	410,300	437,300
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,400	386,700	411,900	438,900
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,300	388,800	413,500	440,600
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,400	390,700	415,100	442,100
	37	236,300	251,400	266,900	307,200	366,000	392,300	416,500	443,600
	38	238,100	252,700	268,100	308,800	368,100	393,800	417,900	444,400
	39	239,900	253,900	269,000	310,600	370,100	395,200	419,300	445,100
	40	241,700	255,100	270,000	312,100	372,200	396,700	420,800	445,800
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,100	398,000	422,100	446,200
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,100	399,100	423,400	446,800
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,200	400,300	424,700	447,500
	44	246,900	259,500	274,900	319,300	380,200	401,500	425,900	448,100
	45	248,200	260,200	275,900	321,000	381,800	402,600	427,000	448,900
	46	249,300	261,200	277,400	322,900	383,600	403,700	427,700	449,600
	47	250,300	262,300	278,800	324,700	385,200	404,800	428,500	450,100
	48	251,200	263,400	280,300	326,600	386,900	406,000	429,200	450,700
	49	252,000	264,300	281,900	328,000	388,500	407,200	429,700	451,200
	50	253,100	265,500	283,500	329,500	389,600	407,900	430,400	451,800
	51	254,200	266,400	285,100	331,000	390,800	408,700	431,000	452,200
	52	255,300	267,500	286,500	332,600	391,900	409,500	431,700	452,800
	53	255,900	268,600	288,000	334,100	393,000	410,100	432,100	453,300
	54	257,000	269,500	289,600	335,900	394,100	411,800	432,700	453,800
	55	257,900	270,900	291,200	337,400	395,200	411,400	433,400	454,300
	56	259,000	272,100	292,700	339,200	396,400	412,000	434,000	454,800

	57	259,900	273,000	294,100	340,200	397,600	412,500	434,600	455,200
	58	260,900	274,600	295,800	341,800	398,300	413,000	435,300	455,500
	59	261,700	275,800	297,600	343,500	399,100	413,600	435,900	455,900
	60	262,700	277,300	299,400	345,200	399,900	414,200	436,500	456,300
	61	263,800	278,800	300,700	346,600	400,500	414,600	436,900	456,700
	62	264,600	280,300	302,500	348,300	401,200	415,100	437,400	
	63	265,600	281,700	304,300	350,000	401,800	415,700	437,800	
	64	266,500	283,200	306,000	351,600	402,500	416,100	438,200	
	65	267,600	284,600	307,300	353,200	402,800	416,600	438,800	
	66	268,700	285,800	308,900	354,800	403,400	417,100	439,100	
	67	269,800	287,200	310,400	356,300	404,100	417,600	439,500	
	68	270,800	288,400	312,100	357,900	404,800	418,100	439,900	
	69	271,900	289,900	313,300	359,200	405,200	418,500	440,300	
	70	273,300	291,400	314,800	360,600	405,700	419,000	440,600	
	71	274,500	293,000	316,100	361,900	406,300	419,300	440,900	
	72	275,800	294,600	317,600	363,400	406,700	419,700	441,300	
	73	277,000	295,600	318,300	364,600	407,000	420,100	441,800	
	74	278,200	297,100	320,000	366,000	407,500	420,500	442,200	
	75	279,500	298,600	321,700	367,400	408,100	421,000	442,600	
	76	280,600	300,000	323,300	368,800	408,600	421,400	442,900	
	77	281,600	301,000	324,800	370,000	408,900	421,600	443,300	
	78	282,800	302,500	326,500	371,200	409,500	421,900		
	79	283,900	303,800	328,000	372,400	409,900	422,300		
	80	285,000	305,200	329,700	373,500	410,300	422,600		
	81	285,900	306,400	331,400	374,600	410,700	422,900		
	82	287,200	307,800	333,000	375,800	411,300	423,200		
	83	288,500	308,900	334,700	377,000	411,700	423,500		
	84	289,800	310,300	336,400	378,200	412,200	423,700		
	85	290,900	311,200	337,900	379,300	412,400	423,900		
	86	292,100	312,700	339,400	379,900	412,800			
	87	293,000	314,100	340,900	380,500	413,200			
	88	294,100	315,600	342,400	381,100	413,700			
	89	295,100	316,800	343,700	381,700	414,100			
	90	296,300	318,200	345,200	382,300	414,500			
	91	297,500	319,700	346,500	382,900	414,900			
	92	298,700	321,200	348,000	383,500	415,300			
	93	299,100	322,400	349,300	383,800	415,600			
	94	300,400	323,800	350,700	384,300				
	95	301,700	325,200	352,200	384,800				
	96	303,000	326,600	353,600	385,300				
	97	303,700	327,700	355,000	385,500				
	98	304,900	329,100	356,100	386,100				
	99	306,100	330,400	357,200	386,700				
	100	307,300	331,700	358,400	387,200				
	101	308,400	333,000	359,500	387,400				
	102	309,500	334,300	360,500	388,000				
	103	310,600	335,500	361,700	388,500				
	104	311,700	336,700	362,900	389,000				
	105	312,600	337,700	364,000	389,300				
	106	313,200	338,800	364,600	389,800				
	107	313,800	339,900	365,100	390,100				
	108	314,500	340,800	365,700	390,500				
	109	314,900	342,000	366,300	390,700				
	110	315,600	343,000	366,800	391,100				
	111	316,200	344,000	367,400	391,500				
	112	316,900	345,000	367,900	391,800				
	113	317,500	345,800	368,300	392,000				
	114	318,300	346,800	368,900	392,400				
	115	319,100	347,800	369,300	392,800				
	116	319,800	348,800	369,800	393,200				

再任
用職
員以
外の
職員

117	320,300	349,700	370,200	393,400				
118	321,100	350,300	370,800	393,700				
119	321,800	350,800	371,300	394,000				
120	322,600	351,400	371,800	394,300				
121	323,200	351,800	372,200	394,600				
122	323,700	352,200	372,700	394,900				
123	324,100	352,700	373,200	395,300				
124	324,600	353,100	373,700	395,800				
125	324,900	353,500	374,000	396,200				
126		354,000	374,500					
127		354,500	375,000					
128		354,800	375,500					
129		355,100	375,700					
130		355,600	376,200					
131		356,000	376,700					
132		356,500	377,200					
133		356,800	377,400					
134		357,300	377,900					
135		357,700	378,300					
136		358,100	378,700					
137		358,300	379,000					
138		358,700	379,500					
139		359,100	380,000					
140		359,500	380,500					
141		359,700	380,800					
142		360,200						
143		360,700						
144		361,200						
145		361,400						
再任用職員	236,800	248,500	252,700	288,000	305,100	319,300	342,900	378,100

備考 この表は、消防吏員（消防長を除く。）に適用する。

福祉職俸給表

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	159,700	209,500	255,000	276,100	319,100	362,600
	2	160,900	211,200	256,600	277,600	321,300	365,200
	3	162,100	213,000	258,000	279,200	323,600	367,600
	4	163,400	214,800	259,600	280,800	325,800	370,200
	5	164,300	216,500	260,600	282,500	327,900	372,200
	6	165,800	218,300	262,000	284,600	329,900	374,700
	7	167,200	220,100	263,300	286,700	332,100	377,100
	8	168,600	221,800	264,900	288,800	334,200	379,600
	9	169,800	223,500	266,100	290,700	336,200	381,700
	10	171,200	225,000	267,200	292,800	338,300	384,400
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,400	386,900
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,600	389,600
	13	175,500	229,200	270,900	298,500	344,200	392,000
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,300	394,300
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,200	396,500
	16	179,900	234,000	275,700	304,900	350,300	398,900
	17	181,400	235,400	277,200	306,800	352,000	400,700
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,000	402,800
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,000	404,600
	20	186,600	240,000	282,100	313,100	357,800	406,700
	21	188,000	241,000	283,700	314,900	359,600	408,500
	22	189,600	242,500	285,500	317,100	361,400	410,300
	23	191,300	243,800	286,900	319,200	363,400	412,300
	24	192,900	245,200	288,600	321,400	365,400	414,200
	25	194,500	246,600	290,400	323,300	367,300	416,100
	26	196,200	248,300	291,900	325,400	369,300	417,700
	27	198,000	249,800	293,600	327,500	371,200	419,200
	28	199,700	251,500	295,200	329,500	373,200	420,800
	29	201,500	252,800	296,500	331,300	374,800	422,400
	30	203,000	254,100	298,200	333,200	376,600	423,600
	31	204,500	255,400	299,800	335,200	378,300	424,900
	32	205,900	256,800	301,500	337,200	380,100	426,200
	33	207,100	258,000	303,000	338,800	381,600	427,300
	34	208,400	259,400	304,500	340,800	383,200	428,400
	35	209,700	260,500	306,100	342,600	384,700	429,700
	36	210,900	261,800	307,700	344,600	386,400	430,900
	37	212,200	263,000	309,000	346,100	388,000	432,200
	38	213,600	264,300	310,600	347,900	389,200	433,000
	39	215,000	265,900	312,000	349,800	390,300	433,800
	40	216,400	267,500	313,500	351,600	391,500	434,700
	41	217,400	268,800	314,900	353,200	392,600	435,100
	42	218,600	270,300	316,500	355,000	393,800	435,900
	43	219,700	271,900	318,000	356,700	394,800	436,600
	44	220,900	273,400	319,600	358,400	395,900	437,300
	45	221,800	274,900	320,700	360,200	396,800	437,900
	46	222,900	276,400	321,900	361,500	397,300	438,700
	47	223,800	277,900	323,000	363,000	398,000	439,300
	48	224,800	279,500	324,200	364,500	398,600	440,000
	49	225,500	280,900	325,000	365,500	399,300	440,500
	50	226,600	282,300	326,000	366,700	399,900	441,200
	51	227,700	283,800	326,900	367,800	400,500	441,600
	52	228,500	285,200	327,800	368,900	401,100	442,200
	53	228,900	286,400	328,700	369,600	401,700	442,600
	54	230,000	287,900	329,500	370,500	402,400	443,200
	55	230,700	289,400	330,300	371,300	403,100	443,800
	56	231,500	290,800	331,100	372,200	403,700	444,400
	57	232,200	292,200	331,600	373,000	404,100	444,800

	58	233,100	293,700	332,300	373,800	404,800	445,200
	59	233,900	295,100	332,900	374,500	405,400	445,700
	60	234,800	296,600	333,500	375,300	406,000	446,200
	61	235,800	297,600	333,900	376,200	406,400	446,700
	62	236,500	299,000	334,500	376,900	406,900	
	63	237,400	300,300	335,100	377,600	407,500	
	64	238,200	301,800	335,700	378,300	408,100	
	65	239,000	302,900	335,900	378,800	408,400	
	66	240,000	304,100	336,300	379,300	408,800	
	67	241,000	305,400	336,800	380,000	409,200	
	68	242,000	306,700	337,200	380,700	409,600	
	69	242,900	307,500	337,600	381,100	410,000	
	70	244,000	308,600	338,100	381,800	410,300	
	71	244,900	309,800	338,600	382,400	410,600	
	72	245,700	311,000	339,100	383,000	411,100	
	73	246,400	312,000	339,500	383,400	411,500	
	74	247,400	312,600	340,000	384,000	411,900	
	75	248,400	313,300	340,400	384,600	412,400	
	76	249,200	314,000	340,700	385,200	412,800	
	77	250,100	314,800	341,000	385,700	413,100	
	78	251,100	315,500	341,400	386,300		
	79	252,000	316,200	341,900	386,800		
	80	253,000	316,900	342,400	387,500		
	81	253,800	317,200	342,600	387,800		
	82	254,800	317,700	343,100	388,300		
	83	255,800	318,200	343,500	388,900		
	84	256,700	318,700	344,000	389,300		
	85	257,300	319,000	344,300	389,600		
	86	258,200	319,400	344,700	390,000		
	87	258,900	319,800	345,000	390,500		
	88	259,800	320,200	345,400	390,900		
	89	260,300	320,600	345,600	391,200		
	90	261,000	321,000	346,000	391,500		
	91	261,800	321,400	346,400	391,800		
	92	262,600	321,700	346,700	392,100		
	93	263,000	322,000	347,000	392,500		
	94	263,700	322,400				
	95	264,300	322,800				
	96	264,900	323,200				
	97	265,300	323,600				
	98	266,000	324,000				
	99	266,700	324,300				
	100	267,400	324,600				
	101	267,900	324,900				
	102	268,400	325,200				
	103	268,900	325,500				
	104	269,400	325,900				
	105	269,600	326,200				
	106	269,800	326,500				
	107	270,100	326,800				
	108	270,500	327,200				
	109	270,800	327,600				
	110	271,200	328,000				
	111	271,500	328,200				
	112	271,900	328,600				
	113	272,100	328,900				
	114	272,500	329,300				
	115	272,900	329,600				
	116	273,300	329,900				
	117	273,500	330,200				
	118	273,900	330,500				
	119	274,200	330,900				

120	274,500	331,100					
121	274,700	331,300					
122	275,100						
123	275,400						
124	275,700						
125	275,900						
126	276,300						
127	276,600						
128	276,900						
129	277,100						
130	277,500						
131	277,900						
132	278,300						
133	278,500						
134	278,800						
135	279,200						
136	279,500						
137	279,700						
138	280,000						
139	280,200						
140	280,500						
141	280,700						
142	281,000						
143	281,300						
144	281,600						
145	281,900						
146	282,200						
147	282,400						
148	282,700						
149	283,000						
150	283,300						
151	283,500						
152	283,800						
153	284,100						
再任用職員	197,700	240,600	254,900	288,400	315,200	356,900	

備考 この表は、児童福祉施設、老人福祉施設、知的障害者援護施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

教育職俸給表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	
	45	239,900	297,700	360,300	410,600	
	46	241,200	300,100	362,300	411,900	
	47	242,500	302,300	364,200	413,400	
	48	243,700	304,900	366,200	415,000	
	49	245,100	307,200	367,800	416,700	
	50	246,600	309,600	369,600	418,100	
	51	247,800	311,900	371,500	419,700	
	52	249,300	314,100	373,500	421,200	
	53	250,400	316,300	375,300	422,900	
	54	251,600	318,300	377,100	424,400	
	55	253,000	320,300	378,900	426,000	
	56	254,000	322,300	380,600	427,600	

再任職員以外の職員	57	255,300	324,200	382,100	429,100
	58	256,300	326,300	383,700	430,600
	59	257,400	328,400	385,400	431,800
	60	258,600	330,400	387,100	433,000
	61	259,900	332,500	388,300	434,200
	62	260,900	334,600	389,700	435,500
	63	262,300	336,800	391,100	436,800
	64	263,400	339,000	392,400	438,000
	65	264,700	340,700	393,800	439,200
	66	266,100	342,900	395,000	440,400
	67	267,500	344,900	396,400	441,600
	68	269,100	347,100	397,800	442,800
	69	270,500	348,900	399,100	444,000
	70	271,800	350,800	400,400	445,200
	71	273,100	352,800	401,800	446,400
	72	274,400	354,800	403,100	447,600
	73	275,500	356,400	404,400	448,700
	74	276,700	358,300	405,800	449,300
	75	278,000	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100		
84	288,500	374,700	418,300		
85	289,500	375,800	419,500		
86	290,600	377,200	420,700		
87	291,600	378,600	421,900		
88	292,800	379,900	422,900		
89	293,900	381,200	424,000		
90	295,000	382,500	425,000		
91	296,200	383,700	426,000		
92	297,400	385,000	427,000		
93	297,900	386,300	427,900		
94	298,900	387,400	428,700		
95	300,000	388,700	429,500		
96	301,200	389,900	430,300		
97	302,200	391,300	431,100		
98	303,300	392,300	431,500		
99	304,300	393,400	431,900		
100	305,400	394,400	432,300		
101	306,300	395,300	432,700		
102	307,400	396,300	433,000		
103	308,500	397,400	433,300		
104	309,500	398,500	433,600		
105	310,100	399,200	433,900		
106	311,000	400,100	434,200		
107	311,800	401,000	434,500		
108	312,600	401,900	434,700		
109	313,500	402,700	434,900		
110	313,900	403,600			
111	314,300	404,400			
112	314,800	405,200			
113	315,400	405,800			
114	315,800	406,500			
115	316,300	407,200			
116	316,800	407,900			

117	317,400	408,500			
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700	416,500			
147	327,000	416,800			
148	327,300	417,000			
149	327,500	417,200			
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

教育職俸給表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	
	46	240,700	274,700	359,900	381,300	
	47	242,000	276,900	361,200	382,900	
	48	243,400	278,800	362,800	384,400	
	49	244,600	281,100	364,000	385,800	
	50	246,000	283,000	365,500	387,300	
	51	247,400	284,900	367,100	388,800	
	52	248,600	286,900	368,700	390,200	
	53	249,700	288,600	370,100	391,400	
	54	251,100	290,900	371,600	392,700	
	55	252,300	293,200	373,100	393,800	
	56	253,300	295,700	374,600	394,900	
	57	254,500	297,700	376,100	396,300	

	58	255,700	300,100	377,500	397,500
	59	256,800	302,300	378,900	398,700
	60	258,000	304,900	380,200	400,000
	61	259,400	307,200	381,100	401,200
	62	260,200	309,600	382,300	402,200
	63	261,400	311,900	383,500	403,600
	64	262,300	314,100	384,600	404,900
	65	263,300	316,300	385,500	406,100
	66	264,700	318,300	386,700	407,200
	67	265,800	320,300	387,700	408,400
	68	267,100	322,300	388,800	409,500
	69	268,700	324,200	390,000	410,500
	70	270,200	326,300	391,000	411,700
	71	271,500	328,400	392,100	412,900
	72	272,900	330,400	393,300	414,100
	73	273,900	332,500	394,300	414,700
	74	274,900	334,600	395,400	415,500
	75	276,100	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	
	100	299,000	373,400	412,400	
	101	299,900	374,300	412,600	
	102	300,400	375,300	412,900	
	103	300,900	376,300	413,200	
	104	301,400	377,300	413,400	
	105	301,600	378,100	413,600	
	106	302,000	379,000	413,900	
	107	302,300	379,900	414,200	
	108	302,500	380,900	414,400	
	109	302,700	381,700	414,600	
	110	302,900	382,700		
	111	303,200	383,700		
	112	303,500	384,700		
	113	303,700	385,300		
	114	303,900	386,200		
	115	304,100	387,100		
	116	304,400	388,000		
	117	304,700	388,800		
	118	305,000	389,500		

再任
用職
員以
外の
職員

119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
158		405,700			
159		406,000			
160		406,200			
161		406,400			
再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別記第3

特定任期付職員

号俸	俸給月額 円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別記第4

第3条任期付職員

級	俸給月額 円
1	154,900
2	168,800
3	188,700
4	195,500
5	231,500
6	264,200
7	289,700
8	319,100

別記第5

第1号任期付研究員

号俸	俸給月額 円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

別記第6

第2号任期付研究員

号俸	俸給月額 円
1	331,000
2	367,000
3	394,000